

京都市告示第492号

都市計画法（以下「法」という。）第21条第2項の規定において準用する法第19条第1項の規定により、京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）生産緑地地区を変更したので、法第21条第2項の規定において準用する法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を縦覧に供します。

令和3年12月24日

京都市長 門川 大作

1 都市計画を定める土地の区域

変更する部分

京都市北区上賀茂榊田町，上賀茂松本町，上賀茂池端町，上賀茂岡本町，上賀茂梅ヶ辻町，上賀茂東後藤町，上賀茂西後藤町，上賀茂西上之段町，上賀茂六段田町，上賀茂柵谷町，上賀茂前田町，上賀茂中山町，上賀茂大柳町，上賀茂音保瀬町，大宮薬師山東町，大宮開町，西賀茂鎮守菴町，西賀茂北今原町，西賀茂北川上町，西賀茂川上町，西賀茂大道口町，大宮西山ノ前町，鷹峯藤林町及び衣笠西御所ノ内町の各一部

京都市左京区上高野小野町，上高野仲町，上高野池ノ内町，修学院仏者町，一乗寺薬師堂町，一乗寺中ノ田町，松ヶ崎御所ノ内町，松ヶ崎六ノ坪町，静市市原町，岩倉中河原町，岩倉南木野町，岩倉花園町，岩倉長谷町，岩倉幡枝町及び岩倉中町の各一部

京都市山科区北花山河原町，小山鎮守町，音羽乙出町，柳辻草海道町，小野弓田町，勸修寺御所内町，西野山中鳥井町及び西野山百々町の各一部

京都市南区吉祥院石原開町，上鳥羽中河原，上鳥羽奈須野町，上鳥羽八王神町，久世上久世町，久世中久世町五丁目，久世殿城町，久世大藪町，久世築山町及び久世東土川町の各一部

京都市右京区太秦開日町，嵯峨野南浦町，嵯峨野芝野町，梅津中倉町，嵯峨蜻蛉尻町，嵯峨萩原町，嵯峨大覚寺門前堂ノ前町，嵯峨釈迦堂藤ノ木町，嵯峨大覚寺門前六道町，及び嵯峨大覚寺門前登り町の各一部

京都市西京区桂芝ノ下町，桂上野西町，川島権田町，下津林番条町，牛ヶ瀬南ノ口町，御陵内町，松尾万石町及び山田平尾町の各一部

京都市伏見区北端町，向島吹田河原町，桃山町伊庭，醍醐川久保町，醍醐西大路町，小栗栖牛ヶ淵町，小栗栖岩ヶ淵町，日野谷寺町，深草大亀谷敦賀町，深草大亀谷大山町，

深草大亀谷六躰町，深草真宗院山町，深草東瓦町，深草綿森町，竹田青池町，竹田中島町，竹田西小屋ノ内町，竹田北三ツ杭町，竹田藁屋町，下鳥羽前田町，下鳥羽中円面田町，下鳥羽西芹川町，横大路菅本，久我石原町，久我本町，久我御旅町，久我森の宮町，久我西出町，羽束師菱川町，羽束師古川町及び羽束師鴨川町の各一部

2 縦覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市都市計画局都市企画部都市計画課

(都市計画局都市企画部都市計画課)